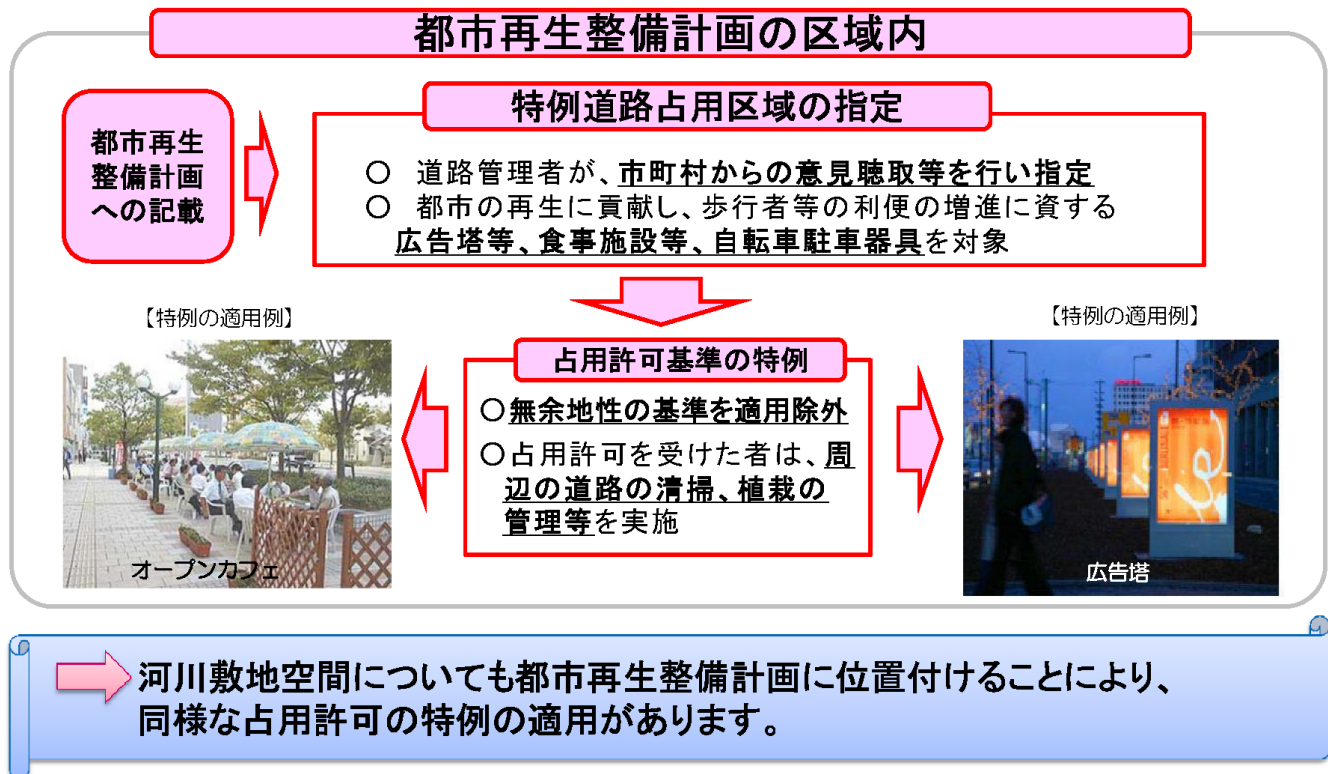


参考 都市再生特措法による特例道路占用区域制度の概要

公共空間を活用しにぎわいのあるまちづくりを実現する制度

道路占用許可の特例を適用した場合の概念図及びイメージ



出所) 国交省都市局「官民連携のまちづくりの進め方」(H24.1)より

参考 道路占用料の減免措置に関する通達

国道利第 3 号

平成 25 年 7 月 1 日

各地方整備局道路部長
 北海道開発局建設部長
 沖縄総合事務局開発建設部長
 独立行政法人
 日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

あて

国土交通省道路局路政課長

道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について

標記については、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）において、「公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業」として具体的に推進すべき取組とされたほか、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においては、アクションプランを実行に移すこととされたところである。

このため、地域の観光産業やエネルギー関連ビジネスの強化に資する占用物件について道路占用料を減額するとともに、民間からの提案により実施される道路維持管理への協力により官民連携を図ることとした。

これらに伴う道路占用料の取扱については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。

なお、本取扱の実施状況を把握するため、下記の取扱により占用許可を行った場合には、平成29年3月31日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

記

1 対象物件

- (1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備
- (2) 都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第15条に掲げる
 - ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - ③ 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

2 占用料の額

1に掲げる占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合にあっては、道路法施行令で定める額の90%を減額する。

3 その他

2の減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用しない。